

Q-CAT 品質監査規程

全国タイル工業組合

(目的)

第1条 本規程は、Q-CAT における品質監査について規定する。

(組織)

第2条 前条の目的を達成するために「Q-CAT 品質監査委員会」(以下品質監査委員会という。)を設置する。

- 2 品質監査委員会は委員長以下 5 名により構成する。なお、品質監査委員会には、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

(品質監査委員の選任・任命)

第3条 品質監査委員は、Q-CAT 認定委員、及び Q-CAT 審査委員から選任する。なお、品質監査委員長は、品質監査委員の互選により選任する。

(品質監査委員の任期)

第4条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 任期中欠員が生じた場合は、後任委員を補充し、その者の任期は、前任者の残任期間とする。

(品質監査委員会の開催)

第5条 品質監査委員会は、委員長が招集する。

- 2 品質監査委員会は 3 年に 1 回開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合は、臨時に開催することが出来る。

(監査内容)

第6条 品質監査委員会は、被認定者の登録品について、Q-CAT 認定規格に基づく品質の維持管理状況を監査する。

(不適格品に対する措置)

第7条 品質監査委員会は、品質管理状況が適格でないと判断した登録品(以下、不適格品という)について、その被認定者に対して、監査日から 1 か月以内に当該被認定者を招聘し、別紙 1 の改善要請書を発行するとともに、当該不適格品の出荷停止、及び別紙 2 の改善計画書の提出を求める。なお、故意または重大な過失があった場合は即時に登録を抹消する。

- 2 当該被認定者は、改善要請書の不適合内容に同意する場合には当該不適格品の再検査を行い、不適格品の出荷を停止すると共に1ヶ月以内に改善計画書を提出しなければならない。改善要請書の不適合内容に不服のある場合は、被認定者は Q-CAT 委員会に申し立てることが出来る。不服申し立てを受けた Q-CAT 委員会は速やかに委員会を招集し、処置を決定する。
- 3 当該被認定者は改善計画書に基づく改善が完了した時点で改善報告書を提出しなければならない。改善が完了出来ない場合には改善報告書にその旨を記載し提出しなければならない。
- 4 品質監査委員会は、改善計画書に基づき改善された登録品について再監査を

行う。改善が完了出来なかった登録品、及び、再監査の結果、再度不適格と判断された場合、当該登録品の登録を抹消する。

(監査費用)

第8条 第6条に関する監査に係る費用は、被認定者の負担とする。

2 第7条第4項に掲げる再監査に関する費用は被認定者の負担とする。

(秘密保持)

第9条 本規程に基づいて業務の遂行にあたる関係者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

[附則]

1. 本規程は、2009年12月1日より施行する。

[改定履歴]

・2016年3月30日:第8条 監査に係る費用負担につき変更した。